



「おいしい空気の施設」

をご存知ですか？

◎おいしい空気の施設とは？



健康増進法第25条に規定する**多数の者が利用する施設の禁煙・分煙を推進**するため、施設管理者に対し、禁煙・分煙の措置を講ずるよう促すとともに、禁煙・分煙を実施している施設をホームページ等で紹介するなどのPRを行うことで、社会的な認識の定着を図り、**受動喫煙を防止**し、健康づくりに資することを目的としています。

1. 禁煙 ～建物内又は敷地内の喫煙が常に禁止されていること～

- 敷地内禁煙
- 建物内禁煙



建物内禁煙の施設の外に喫煙場所を設置する場合は、建物内にたばこの煙が流れ込まないようにし、通行する者の受動喫煙防止に配慮されていること。

2. 分煙 ～下記の全てを満たしていること

- ①喫煙室を設置するなど、適切な喫煙場所を設けていること。
- ②喫煙場所から非喫煙場所にたばこの煙やにおいが漏れないこと。
- ③喫煙場所のたばこの煙を屋外に排気すること、空気清浄装置のみでは不可。



◎登録まではどんな流れ？

登録届出書

1. 禁煙・分煙のどちらか
2. ホームページの掲載について



〈保健所へ申し込み〉

内容確認

- 登録内容について、施設の図面を見ながら確認します。

登録は無料で簡単！

登録完了

- 登録証（ステッカー）交付
- 北海道ホームページで紹介
(※お店のホームページへリンクできます。)



現地調査

- ※分煙施設の場合、分煙状況や施設設備の現地確認を行います。



- 禁煙・分煙対策をされている施設
 - これからしようと考えている施設
- 申し込みをお願いします。

〈ご相談・お問い合わせ先〉

北海道北見保健所

住所：〒090-8518 北見市青葉町6番6号
TEL：0157-24-4173 FAX：0157-24-4199